

一般競争入札を一新！新たな手法で未利用市有財産の利活用者を募集 県内初『関市未利用施設等の利活用に関する 民間提案制度』実施

令和7年9月1日（月）～ 申込受付開始

本市では、本格的な少子高齢化と人口減少社会を迎え、福祉のための予算が拡大する一方で、今後より一層厳しい財政状況となることが見込まれるため、持続可能な公共施設サービスの実現に向けて、平成28年3月に「関市公共施設等総合管理計画」及び「関市公共施設再配置計画」を策定し、施設ごとの実状に合わせた改修更新又は統廃合等を進めて参りました。

これらの取り組み等によって未利用となった市有財産に関し、有効活用（原則、売却又は貸付）を図るため、**民間事業者等から自由で創意工夫に富んだ提案を募集し、事業化するための「関市未利用施設等の利活用に関する民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）」を実施します。**

なお、本市の民間提案制度は、土地・建物の利活用に特化して、自治体が公募型プロポーザル方式により実施する“県内初”の取り組みです。

「市のメリット」

- ・未利用財産の有効活用
- ・新たな財源の確保
- ・市民サービスの向上
- ・維持管理費の低減

「民間事業者等のメリット」

- ・創業機会の拡大
- ・ビジネスモデルの創出
- ・企業イメージの向上
- ・施設整備コストの低減



未利用地・未利用施設を“市の財産”として利活用



【募集物件の一例（予定）】

上）旧武儀診療所（H24.3.31閉所）
下）旧上之保保育園（R7.3.31閉園）

制度の概要

民間提案制度は、これまでの一般競争入札を一新して、未利用となっている市有財産（土地・建物）に関し、民間事業者等ならではの独創的な発想による**利活用方法**や**価格の提案**を求め、**本市の施策や公共施設マネジメントに貢献し、市民サービスの向上や財政コストの軽減につながることを目指して、市と民間事業者等が対話を重ねながら共に事業化を図る制度**です。

提案いただいた内容は、知的財産として取り扱い、市との協議等が調い事業化が決定した際には、提案者と**随意契約**を行います。ただし、必要な市議会での議決が得られない等の理由により、提案内容の実現ができなくなった場合は、事業化しないこととします。

一般競争入札

基準価格（最低落札価格）以上の
購入希望者のみ募集



利活用者が見つからない

民間提案制度



基準価格未満の提案も募集



事業内容を含めて総合的に
審査・評価（売却又は貸付）

**市と利活用者にとって相互利益のある
利活用方法を広く募集可能**

〈本リリースに関する報道関係の方からのお問い合わせ先〉

関市 財務部 管財課 公共施設マネジメント室 担当：川合、戸川 TEL：0575-23-7716